

令和6年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

～特別徴収（年金天引きによる納付）の対象のみなさまへ～

保険料の仮徴収（4・6・8月徴収分）等について

特別徴収は、年6回の年金支給の際、天引きにより保険料を納める方法です。

令和6年度分の保険料は、前年中の所得状況により令和6年7月に確定します。そのため、8月徴収分までは「仮徴収額」、10月徴収分からは「本徴収額」を納めることとなります。

今回のお知らせは、「仮徴収額」のご案内です。「本徴収額」は、7月中旬に発送する「保険料額決定通知書」でお知らせします。各徴収額の算定方法等は、下表「保険料の徴収額・時期」に記載のとおりです。

■保険料の徴収額・時期

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度から継続して特別徴収の方 【仮徴収額】 2月の特別徴収額と同額 【徴収時期】 4月・6月・8月 ※ただし、前年度の年間保険料の半額と、上記の仮徴収額の合計との差が大きい場合は、1回あたりの徴収額がなるべく均等になるように、6月・8月の徴収額を調整しています。			【本徴収額】 令和6年度の確定後の年間保険料額から仮徴収分を差し引き、3回（本徴収回数）に分割した額 【徴収時期】 10月・12月・2月 ※仮徴収額で納め過ぎとなった場合は還付となります。		
4月から特別徴収が開始となる方 【仮徴収額】 前年度の年間保険料の6分の1ずつ 【徴収時期】 4月・6月・8月					
6月から特別徴収が開始となる方 【仮徴収額】 前年度の年間保険料の5分の1ずつ 【徴収時期】 6月・8月					

【特別徴収（年金天引き）対象者】 下記の《年金天引きの要件》の①②とも該当の方

《年金天引きの要件》

- ①新潟市の介護保険料が年金から天引きされている。
- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が介護保険料の天引きされている年金の受給額の2分の1を超えない。

申請により口座振替による納付も可能です（特別徴収中止申請）

年金天引きを中止し、口座振替による納付を希望する場合は、以下の手続きをしてください。
※国民健康保険料の納付で登録している口座は、後期高齢者医療保険料には引き継がれません。改めて登録が必要です。

※一度申請した方は、手続きが不要です。本年度以降も口座振替が継続されます。

※納付する保険料の総額は変わりません。

①口座振替の手続き ※既に後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが済んでいる方は、①の手続きは不要です。	次のいずれかの窓口で手続きをしてください。 ●金融機関 必要なもの 保険証、通帳、通帳届出印、口座振替依頼書 ●区役所・出張所 必要なもの 保険証、取扱金融機関のキャッシュカード（ICキャッシュカード、代理人カード、家族カードなど、一部お取り扱いできないカードがあります。） ※手続きには、カードの暗証番号が必要です。 ※取扱金融機関など、詳しくはお問い合わせください。
②特別徴収中止申請	区役所の担当窓口で申請をしてください。 ※①の手続きを金融機関で行った方は、口座振替依頼書等の本人控えが必要です。 ※既に口座振替をご利用の方は、口座振替依頼書等の控えは不要です。

◆5月20日までの申請の場合、8月以降の年金天引きを中止します。

（4月・6月の年金天引きは中止できません。）

◆被保険者本人以外の口座からのお支払いに変更することもできます。

この場合の社会保険料控除は、口座名義人の方に適用されます。
 これにより世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合があります。

【口座振替にした場合の各納期】

下表のとおり、令和6年度分の年間保険料を7月から3月までの9期に分けて納めます。

納付月期	納期	納付月期	納期
1期（7月）	令和6年 7月31日	6期（12月）	令和6年 12月30日
2期（8月）	令和6年 9月 2日	7期（1月）	令和7年 1月31日
3期（9月）	令和6年 9月30日	8期（2月）	令和7年 2月28日
4期（10月）	令和6年 10月31日	9期（3月）	令和7年 3月31日
5期（11月）	令和6年 12月 2日		

【書類の送付先を変更したい場合】

申請により、後期高齢者医療制度の関係書類の送付先を被保険者の住民票の住所以外に変更することができます。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

令和6年度の後期高齢者医療保険料について

- ・保険料は、前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で計算します（保険料は一人ひとりが納めます）。
- ・保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。
- ・一人当たりの賦課限度額は、年間73万円または80万円です（昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円、昭和24年4月1日以降に生まれた方等は80万円となります）。

保険料 (年額)	=	均等割額 一人当たり44,200円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等－基礎控除額(表1)) ×所得割率(8.61%または7.98%) ※計算のもととなる所得金額が58万円以下の人は 所得割率が7.98%となります。
--------------------	---	-----------------------------	---	--

表1

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

総所得金額等とは

それぞれの収入から必要経費（公的年金等控除、給与所得控除など）を控除して求められた所得（年金所得、給与所得や事業所得など）の合計です。

※税務申告の際の扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを控除する前の所得金額です。

※遺族年金や障害年金などの非課税所得は、計算の対象所得に含まれません。

※保険料は前年中の所得をもとに計算されます。所得税や住民税申告は正しく行いましょう。

後期高齢者医療保険料のQ & A

私は、75歳になり後期高齢者医療保険料を支払っていますが、国民健康保険料も別に納めています。両方とも払わなければいけないのでしょうか？

後期高齢者医療制度の加入者になると、これまで加入していた健康保険は脱退となり、お一人ずつ後期高齢者医療保険料を納めていただくこととなります。

国民健康保険料は、世帯主が納付義務者となります。世帯主が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者でなくなった場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、その方の国民健康保険料は、世帯主の方が納めなければなりません（国民健康保険料には、後期高齢者医療制度加入者の保険料は、含まれていません）。

保険料の軽減措置

①所得の低い方への軽減

前年中の世帯の所得状況に応じて、保険料の「均等割額」が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の加入者と世帯主の所得の合計金額
7割軽減	13,260円	[43万円+①] 以下の世帯
5割軽減	22,100円	[43万円+(被保険者数×29.5万円)+①] 以下の世帯
2割軽減	35,360円	[43万円+(被保険者数×54.5万円)+①] 以下の世帯

①…世帯内に給与所得者等が2人以上のときは次の算式による金額を加える。

10万円×(給与所得者等の数－1)

※軽減判定時の年金所得計算方法 [年金所得＝年金収入－公的年金控除－特別控除15万円(65歳以上のみ)]

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

制度加入前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、資格取得月から2年間のみ保険料の「均等割額」が軽減されます。「所得割額」はかかりません（国民健康保険や国保組合などは対象となりません）。

<資格取得月から2年間>

	均等割額	所得割額
軽減内容	5割軽減 (軽減後の年額22,100円)	かかりません

<資格取得月から3年目以降>

	均等割額	所得割額
軽減内容	軽減なし (※)	かかりません

※3年目以降の均等割額は「①所得の低い方への軽減」で判定します。

【お問い合わせ先】

区役所	担当課	電話番号
北区	区民生活課	025(387)1285
東区	区民生活課	025(250)2275
中央区	窓口サービス課	025(223)7154
江南区	区民生活課	025(382)4241
秋葉区	区民生活課	0250(25)5677
南区	区民生活課	025(372)6137
西区	区民生活課	025(264)7254
西蒲区	区民生活課	0256(72)8340